

平成 2 3 年度
秋田県子ども権利擁護委員会活動報告

秋田県子ども権利擁護委員会

I 秋田県子どもの権利擁護委員会の概要

1 概要

いじめや、虐待など子どもへの権利侵害に関する救済の申立てがあった場合に、権利侵害からの救済のための調査を行い、必要に応じて知事に意見を述べる機関として子ども・子育て支援条例（以下「条例」という。）第12条の規定に基づき平成18年に設置された。

2 平成23年度における委員会の構成

- 委員（3人）
- 調査専門員（3人）
- 事務局（4人）

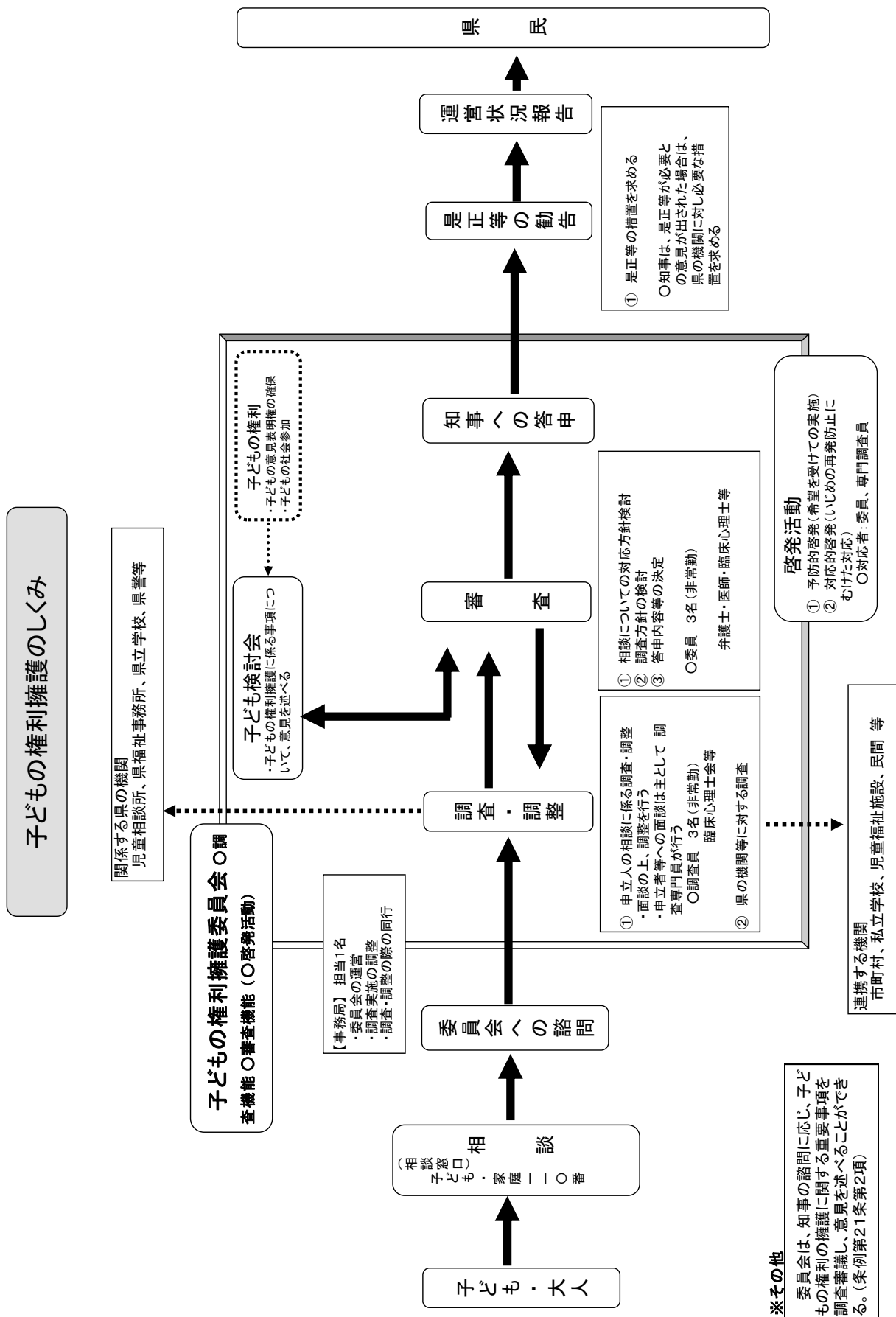
3 救済の対象

県内に住所を有し、又は在勤し若しくは通学する子ども（18歳未満）

4 委員会の業務

- ・ 条例第12条に規定による子どもの権利救済に関する調査（条例第21条第1項）
- ・ 知事の諮問に応じ、子どもの権利擁護に関する重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して意見を述べる。（条例第21条第2項）

5 子どもの権利擁護のしくみ



II 平成23年度子どもの権利擁護委員会の活動状況

1 平成23年度権利救済申立件数

なし

2 平成23年度権利擁護委員会審議状況

委員会は、委員3名の出席に加え調査専門員（3名）も出席し、申立案件等について審議しており、平成23年度は計7回開催した。

- ・ 審議件数 1件（平成22年度からの継続審議）
- ・ 申立内容 いじめ・学校の対応
- ・ 申立者 保護者

3 平成23年度子どもの権利擁護委員会開催内容

第1回

- ・ 日 時：平成23年5月18日（水）18時00分～19時45分
- ・ 場 所：県議会棟特別会議室
- ・ 出席者：委員3名 調査専門員2名
- ・ 議 題：大館第一中学校生徒の案件について
 - （1）調査報告
 - ・ 家族からの聞き取り
 - ・ 緊急支援スクールカウンセラーからの聞き取り
 - （2）今後の対応について
 - ・ 補足調査の実施
 - ・ 答申素案の作成

第2回

- ・ 日 時：平成23年6月21日（火）18時00分～19時50分
- ・ 場 所：県庁7階第73会議室
- ・ 出席者：出席者：委員3名 調査専門員2名
- ・ 議 題：大館第一中学校生徒の案件について
 - （1）報告書案について
 - （2）今後の対応について

第3回

- ・ 日 時：平成23年8月11日（木）18時20分～20時00分
- ・ 場 所：県庁7階第73会議室
- ・ 出席者：委員3名 調査専門員2名

- ・議 題：大館第一中学校生徒の案件について
（１）答申案の検討について

第４回

- ・日 時：平成２３年８月２９日（月）１８時１０分～１８時５５分
- ・場 所：県議会棟特別会議室
- ・出席者：出席者：委員３名 調査専門員１名
- ・議 題：大館第一中学校生徒の案件について
（１）報告書案について

第５回 平成２３年９月７日（水）１８時１０分～１９時３２分

- ・場 所：県議会棟特別会議室
- ・出席者：出席者：委員３名 調査専門員２名
- ・議 題：大館第一中学校生徒の案件について
（１）報告書案について
（２）答申案について

第６回 平成２３年９月１４日（水）１８時０５分～１９時３７分

- ・場 所：県議会棟特別会議室
- ・出席者：出席者：委員３名 調査専門員３名
- ・議 題：大館第一中学校生徒の案件について
（１）報告書案について
（２）答申案について
（３）今後のスケジュールについて

第７回 平成２４年３月２８日（水）１８時００分～

- ・場 所：県議会棟特別会議室
- ・出席者：出席者：委員２名 調査専門員２名
- ・議 題：平成２３年度の活動内容について
（１）大館第一中学校生徒の案件について（総括）
（２）申立ての処理の状況等の報告及び公表の内容について
（３）その他 子どもの権利擁護委員会PRカードについて

４ 答申案件

平成２２年度に申立のあった案件について、引き続き平成２３年度に審議を行い、当該案件に対して平成２３年１０月１１日付で意見書を知事あてに提出した。